

見積参加者選考調書(特定随意契約用)

調達件名	エドウィン・ダン記念館説明案内業務
発注課	南区土木部維持管理課
選定事業者	エドウィン・ダンの会
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む)	
<p>当業務は、記念館の維持管理等のみならず、館内展示物およびエドウィン・ダンについての説明案内等を必要とし、その履行にあたり、次の条件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none">・エドウィン・ダンおよび北海道開拓当時の知識を有し、かつ真駒内地域の歴史について知見があること。・エドウィン・ダンおよび北海道開拓使等の歴史について、情報の収集や提供ができること。・利用者からの問い合わせ等に的確に対応できること。 <p>上記団体(「エドウィン・ダンの会」(参加資格者外))は、日頃からエドウィン・ダンおよび北海道開拓当時や真駒内地域の歴史について研鑽し、自主活動も行うなど、知識・能力を有しており、また平成24年度以降、当業務に対し誠実に契約履行を実施しており、当業務を円滑に履行できるのは当団体のみであることから特定いたしたい。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和6年 2月 8日